

第 33 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 8 月 12 日（木） 8 時 57 分～9 時 23 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員（16 名）

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	10 番委員	三 浦 良 孝
12 番委員	古 川 榮	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 欠席農業委員（3 名）

9 番委員	齋 藤 久 嗣	11 番委員	桑 田 久 毅	13 番委員	小山内 知 寛
-------	---------	--------	---------	--------	---------

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均				

6. 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

碓ヶ関	平 山 純 一				
-----	---------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員（3 名）

事務局長	小 野 生 子	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
------	---------	----------	---------	----	---------

8. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 110 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 111 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 112 号 平川市農業委員会事務職員の分限について

報告第 89 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 90 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

報告第 91 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について
第 6 閉 会

9. 会議の概要

- ・あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和（委員全員） (省 略)

[開会 9 時 01 分]

議長
(今井 龍美)

これより、第 33 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
10 番三浦委員、12 番古川委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。
書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは、議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配布しております議案第 110 号から議案第 112 号の 3 件、ほかに報告が 3 件でございます。
議案審議に入る前にお伝えします。
今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員のほうから特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第 110 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 110 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書と合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 167 番 168 番は親から子への贈与によるものです。

今回の件数は 2 件、面積 19,705 平方メートルで、田 2 筆 3,394 平方メートル、畑 10 筆 16,311 平方メートルとなっています。

次に、3 ページ、使用貸借権設定については、基盤法から 3 条への再設定による賃貸借です。

今回の件数は 1 件、面積 2,499 平方メートル、田 2 筆となっています。

次に 4 ページ、使用貸借権設定については、親からの経営移譲によるものです。

今回の件数は 1 件、面積 29,980 平方メートル、田 1 筆 1,619 平方メートル、畑 10 筆 28,361 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

使用貸借権設定の整理番 167 番および 168 番、使用貸借権設定の整理番号 64 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、賃貸借権設定、整理番号 262 番を除き、議案第 110 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、整理番号 262 番を除き原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、整理番号 262 番は 18 番對馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、18 番對馬委員に退席を求めます。

(18 番對馬委員 退席)

議長 それでは、整理番号 262 番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、整理番号 262 番を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 意義ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
18 番對馬委員の入室を許可します。
次に議案第 111 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

5 ページをご覧ください。

議案第 111 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

6 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 181 番は譲受人の耕作便利による売買、整理番号 182 番から 184 番は譲受人の経営拡大による売買、整理番号 185 番はあおもり農業支援センターを通じた農地売買等事業による売買です。

今回の件数は 5 件、面積 10,429 平方メートルで、田 1 筆 794 平方メートル、畑 13 筆 9,635 平方メートルです。

なお、売買価格については別添2のとおりです。

次に8ページ、利用権設定について、整理番号86番は農地中間管理事業により利用権設定で、一括方式によるものです。

今回の件数は1件、面積5,067平方メートルで地目はすべて田です。

今回申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました6番花田委員、7番三浦委員、疑問点等がありましたらお願いします。

6番花田委員

特にありません。

7番三浦委員

特にありません。

議長

それでは、議案第111号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおりに決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

意義ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第112号を議題とし事務局に説明を求めます。

小野事務局長

本日配布しております追加議案の1ページをお開きください。

議案第112号、平川市農業委員会事務職員の分限について農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、審議を求めるものです。

この条文は、職員は農業委員会が任免するという規定です。

次のページをお開きください。

令和3年7月25日付で当該職員を休職処分としたいため、お諮りするものです。

休職の事由といたしましては、当該職員は令和3年4月26日から病気休暇により療養中でしたが、市職員の規則に規定する90日間を経過するため休職処分とするものです。

なお、休職の期間は主治医の診断書により設定しております。
説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
暫時休憩いたします。

【休憩 9時11分】

【再開 9時15分】

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第112号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

意義ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告3件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

9ページをご覧ください。

報告第89号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

10ページをご覧ください。

今回の届出事由は、121番は他者へ貸付するため解約するものです。今回の件数は1件、面積3,358平方メートルで畑1筆となっております。

続いて11ページをご覧ください。

報告第90号、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

12ページをご覧ください。

整理番号10番は、13ページのとおり届出地は平川市役所から南へ約500メートルに位置する農地です。土地利用計画は、14ページのとおりで転用目的は物置の設置です。

今回の届出件数は1件で、面積100平方メートル、田1筆です。

続いて15ページをご覧ください。

報告第91号、農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

16 ページをご覧ください。

整理番号 5 番は、17 ページのとおり届出地は松崎小学校から西へ約 250 メートルに位置する農地です。土地利用計画は、18 ページのとおりで、盛土後は野菜を作付するそうです。

今回の届出件数は 1 件、面積 573 平方メートル、田 2 筆となっております。

以上です。

議長

報告事項ではありますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何かございませんか。

尾-1 番小野推進
委員

12 ページの 10 番の方、平川市外の方が平川市に物置を設置するという理由は何ですか。

谷川主査

こちらの転用は、黒石市の方がリサイクルショップを経営しております。買取った商品の保管場所として物置を設置し商品を入れて保管をしたいという内容で届出があがりました。

議長

よろしいですか。

他にございませんか。

8 番山口委員

10 番の方はこの土地を買取ったわけですか。転用ということは、この土地はもともと黒石の方のものということですか。

谷川主査

こちらの届出では、所有権の移転で黒石の方が買取ったという形となります。

8 番山口委員

転用する前に、権利の移動はしたのですか。

谷川主査

こちらの転用届出書があがった後、当局から受理しましたという公印を押した通知書を申請者にお返しするのですが、その後に所有権移転の登記になります。

8 番山口委員

転用の前に、田んぼを移転する前に五反歩の規定があるじゃないですか。五反歩以上じゃないと権利の移動ができないことになっているのではないですか。手続きがちぐはぐな感じがします。

谷川主査

五反歩の要件は、農地として買った場合の要件です。

農地転用については、五反歩の要件は適用しないので、農地転用する場合はその面積に関わらず転用の目的がはっきりしていて、問題がなければ農地転用は可能です。

8 番山口委員

転用を取るときに権利の移動になる案件ということになりますか。

谷川主査

登記をするのに地目が田、畑だとそのままでは所有権の移転ができませんので、農地の買取りか農地転用で受理した添付書類が必要になります。登記はその後になります。

議長

他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたします。

よって、第 33 回総会を閉会いたします。

[閉会 9 時 23 分]